

岩手県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 3 号

岩手県防災会議条例の一部を改正する条例

岩手県防災会議条例（昭和37年岩手県条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(委員及び専門委員)</p> <p>第 2 条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数は、それぞれ15人以内、4人以内、<u>23人</u>以内及び6人以内とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(幹事)</p> <p>第 3 条 防災会議に、幹事<u>61人</u>以内を置く。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(委員及び専門委員)</p> <p>第 2 条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数は、それぞれ15人以内、4人以内、<u>24人</u>以内及び6人以内とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(幹事)</p> <p>第 3 条 防災会議に、幹事<u>62人</u>以内を置く。</p> <p>2・3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の日から平成26年11月10日までの間に指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員（岩手県防災会議条例第 2 条第 2 項ただし書に規定する補欠委員を除く。）の任期は、同項本文の規定にかかわらず、平成26年11月10日までとする。